

# 横浜市立新石川小学校

## PTA規約

### 第1章 名称

第1条 この会は、「横浜市立新石川小学校保護者と教職員の会（PTA）」と言い、事務局を横浜市立新石川小学校に置く。

### 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の個性と能力を大切にして幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるよう努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡により、相互理解を深め信頼関係を育てて児童の心身の健全な発達を図る。
- (3) 地域の連帯を図り、児童の生活環境をよくする。

### 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本質とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動するほかの団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。

### 第4章 会員

第5条 この会員となることのできる者は、次の通りである。

- (1) 横浜市立新石川小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
- (2) 横浜市立新石川小学校の教職員。

第6条 会員は、すべての平等の権利と義務を有し、役員・委員として参加できるように努める。

第7条 この会の会員は、青葉区のPTA連絡協議会・市PTA連絡協議会及び全国PTA連絡協議会の会員となる。

## 第5章 経 理

第8条 この会員は、会費を納めるものとする。

(1) 会費は一世帯につき月額300円とし、6ヶ月分を年2回(5月と10月)に納める。

(2) 会員で特別の事情のある場合は実行委員会の承認を得て、会費の一部または全額を免除することができる。

(3) 教職員も月額300円を納めるものとする。

第9条 この活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

第13条 この会の役員は次のとおりである。

会 長 1名(保護者)

顧 問 1名(校 長)

副会長 2名(保護者)

書 記 3名(保護者2名、教職員1名)

会 計 3名(保護者2名、教職員1名)

役員は、他の役員および会計監査委員を兼ねることはできない。

第14条 次期役員は推薦委員会において候補者として推薦され総会で承認される。

第15条 役員の任期は1年とする。再任を妨げないが、但し同じ役員の職にあることが連続して3年を超えてはならない。

第16条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会員の総意に基づいて目的の実現に努める。
- (2) 総会及び実行委員会を召集する。
- (3) 他の役員及び校長の意見を聞いて、常任委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。

第17条 会長は推薦委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会の議事並びにこの会に関する重要事項を記録する。
- (2) この会の庶務を行い、記録・通信その他の書類を保管する。

第20条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (2) 定期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

## 第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第22条 次期会計監査委員は、推薦委員会において候補者として推薦され、総会で承認される。

第23条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は認めない。

## 第8章 役員・会計監査委員・推薦委員会

第25条 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するときは、役員・会計監査委員推薦委員会(以下「推薦委員会」という)を置く。

第26条 推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第27条 推薦委員は、その任務を完了した時解任される。

## 第9章 総会

第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第29条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、年1回以上とする。臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または、全会員の5分の1以上の要求があった時開催する。会長が必要と認めた場合に、定期総会及び臨時総会を紙面（電磁的記録物を含む）での総会とすることができる（以下、紙面総会という。）

第30条 定期総会、臨時総会は、全会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席があった時成立する。紙面総会は、全会員の3分の1以上（委任状を含む）の承認用紙の提出があった時成立する

第31条 定期総会、臨時総会の議事は出席者の過半数で決める。紙面総会の議事は承認用紙の提出数の過半数で決める。

## 第10章 実行委員会

第32条 実行委員会は、役員・常任委員会の正・副委員長、校長及び臨時委員会のある場合は、その正・副委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、役員・会計監査委員・推薦委員会・常任委員会の権限以外の事務を処理する。

- (1) 常任委員会の連絡調整。
- (2) 総会に提出する議案の作成・調整。
- (3) 細則の設定及び改廃の起案。
- (4) 臨時委員会の設置及び解散。
- (5) 役員に欠員が生じた場合の補充。

第33条 実行委員会は、原則として月1回開催する。但し、会長が必要と認めた時、または、構成員3分の1以上の要求があった時に開催できるものとする。

第34条 実行委員会は、委員の現在数の3分の2以上の出席者で成立する。

第35条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

#### 第11章 常任委員会及び臨時委員会

第36条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために常任委員会を置く。常任委員会についての必要な事項は細則で定める。

第37条 特別な事項について必要がある時には臨時委員会を設けることができる。臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

#### 第12章 細 則

第38条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て決める。

第39条 実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

#### 第13章 改 正

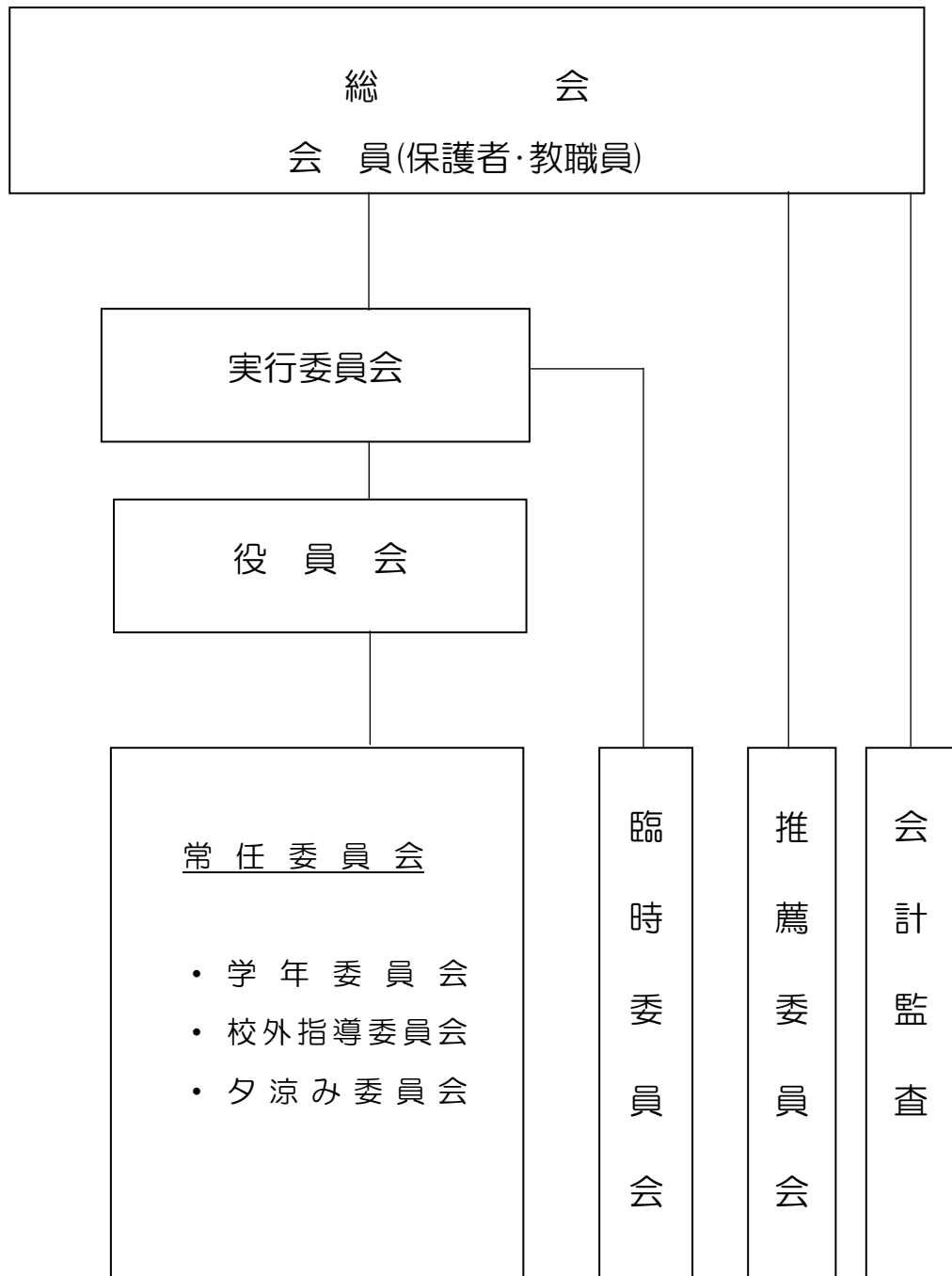
第40条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。(紙面総会の場合には、承認用紙提出数の過半数の賛成)但し、改正案は、総会開催(紙面総会の場合には、承認用紙の提出期限)の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

#### 付 則

この規約は、昭和63年6月11日より実施するものとする。

- 平成4年3月7日、一部改正。同平成4年3月7日より実施する。
- 平成9年5月1日、一部改正。同平成9年5月1日より実施する。
- 平成13年4月27日、一部改正。同平成13年4月27日より実施する。
- 平成20年3月10日、一部改正。同平成20年3月10日より実施する。
- 平成22年3月10日、一部改正。同平成22年3月10日より実施する。
- 平成29年4月1日、一部改正。同平成29年4月1日より実施する。

# 新石川小学校 P T A 組 織 図



# 細 則

## 第1章 推薦委員会

### 第1条 推薦委員の選出方法及び活動内容

- (1) 推薦委員会は8名の推薦委員により構成される。推薦委員の選出方法は下記のとおり定める。
- ①各学級の保護者は、互選によりそれぞれ1名の学級代表を選出する。
  - ②これらの代表から、各学年1名の推薦委員を選出する。
  - ③教職員の中から、互選により1名の推薦委員を選出する。
  - ④必要に応じて、役員会の中から、1名の推薦委員を選出する。
- (2) 推薦委員は、役員及び会計監査委員の候補者になることができない。
- (3) 推薦委員会は、互選により正・副委員長を置き、次のことをする。
- ①役員並びに会計監査委員の候補者を全会員の中から推薦する。この場合、本人の同意を得なければならない。
  - ②役員・会計監査委員の推薦を終わった時点で、推薦候補者を全会員に知らせる。
  - ③総会において選出経過を報告し、承認を得て解散する。

## 第2章 総 会

### 第2条 総会の目的事項

#### (1) 総会

報告事項	役員・会計監査委員報告 各委員会の活動報告 実行委員会での決議事項報告 細則の改正報告
決議事項	会計監査結果を経た収支決算報告の件 各委員会活動計画案の件 新年度収支予算案の件 規約改正案の件

#### (2) 臨時総会

報告事項	新年度役員ならびに会計監査委員の選出報告
決議事項	新年度役員ならびに会計監査委員の承認

### 第3章 常任委員会および臨時委員会

第3条 常任委員会として、学年委員会・校外指導委員会・夕涼み委員会を置く。

第4条 臨時委員会の委員は実行委員会で委嘱し、その任務を終了した時解散する。

第5条 常任委員会の委員は各学年から数名選出し、その中から必要数選出した委員と教職員で構成される。いずれも正・副委員長は互選により選出する。また、校外指導委員は各ブロックから1名ずつ選ばれた校外指導委員と教職員で構成する。各ブロックの範囲は登校班の状況により見直されることがあり、校外指導委員の選出対象登校班が変更されることがある。

第6条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、引き続き1年間は留任できる。

第7条 学年委員会は、学年相互の諸問題について研究調査し、担任教師と協力してその解決を図る。また、すべての会員がいっそう良い保護者、良い教職員になるように努め互いに磨き合う。また、児童及び会員の保健衛生・福利厚生に寄与する

第8条 校外指導委員会は、地区委員の協力を得て、児童の地区における生活指導及び地区の連絡調整にあたる。

第9条 夕涼み委員会は、全会員の協力を得て、夕涼み会の運営にあたる。

### 第4章 改正

第10条 この細則は、実行委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は実行委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。また、改正の結果は、次期総会において報告しなければならない。



## 新石川小学校PTA慶弔内規

◆この会の慶弔に関する内規は、次のように定める。

### 1. 慶事

- |             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| ・教職員が結婚した場合 |             | 5000円 |
| ・教職員が出産した場合 | 本人（産休・育休明け） | 5000円 |
|             | 配偶者（出産後すぐ）  | 5000円 |

### 2. 弔事

- |  |  |             |
|--|--|-------------|
| ・会員の死亡   |  | 供花+5000円    |
| ・児童の死亡   |  | 供花+5000円    |
| ・教職員の配偶者及び子の死亡   |  | 供花+5000円    |
| ・本校PTA 地域功労者への弔意については、<br>本部役員並びに学校と協議の上後日、<br>実行委員会に報告する。 |  | 供花又は 5,000円 |

### 3. 傷病見舞い

- |                         |  |       |
|-------------------------|--|-------|
| ・児童が学校管理下のけがで入院2週間以上の場合 |  | 3000円 |
| ・児童が疾病で入院1ヶ月以上の場合       |  | 3000円 |
| ・教職員が傷病で入院2週間以上の場合      |  | 3000円 |

### 4. 転退職

- |          |      |          |
|----------|------|----------|
| ・教職員の転退職 | 1年未満 | 花束+2000円 |
|          | 5年未満 | 花束+3000円 |
|          | 5年以上 | 花束+5000円 |

5. この規定にない慶弔及び細部については実行委員会で協議し決定する。  
但し、緊急の場合は役員・学校長の間で協議の上執行し次の実行委員会で報告する。

### 6. 付記

- ・以上の内規の事柄に対し、各学級の保護者による祝金・香典等の集金は一切行わないこと。
- ・慶弔の意を表す時は、原則として役員及び当該学年委員が行う。

## 付 則

この内規は、昭和63年7月6日より実施する。

- ・平成14年3月1日、一部改正。同平成14年3月1日より実施する。
- ・平成19年3月5日、一部改正。同平成19年3月5日より実施する。
- ・令和元年9月9日、一部改正。同令和元年9月9日より実施する。

## 付 則

この細則は昭和 63 年 6 月 11 日より実施するものとする。

- 平成 4 年 3 月 7 日、一部改正。同平成 4 年 3 月 7 日より実施する。
- 平成 5 年 5 月 7 日、一部改正。同平成 5 年 5 月 7 日より実施する。
- 平成 9 年 7 月 1 日、一部改正。同平成 9 年 7 月 1 日より実施する。
- 平成 13 年 4 月 27 日、一部改正。同平成 13 年 4 月 27 日より実施する。
- 平成 17 年 3 月 11 日、一部改正。同平成 17 年 3 月 11 日より実施する。
- 平成 19 年 3 月 5 日、一部改正。同平成 19 年 3 月 5 日より実施する。
- 平成 22 年 3 月 10 日、一部改正。同平成 22 年 3 月 10 日より実施する。
- 平成 23 年 1 月 11 日、一部改正。同平成 23 年 1 月 11 日より実施する。
- 平成 25 年 3 月 12 日、一部改正。同平成 24 年 4 月 2 日より実施済み。
- 平成 26 年 3 月 12 日、一部加筆。当初より実施していたことを具体的に加筆。
- 平成 27 年 3 月 20 日、一部改正。同平成 27 年 3 月 20 日より実施する。
- 平成 29 年 4 月 1 日、一部改正。同平成 29 年 4 月 1 日より実施する。